



禁煙クイットライン[®]事業者に対する
監修および商標使用許諾の申請に関する
募集要項

平成 27 年 4 月 22 日
国立がん研究センター がん対策情報センター
たばこ政策研究部

禁煙クイットライン事業者に対する
監修および商標使用許諾の申請に関する募集要項

1. 募集の概要

国立がん研究センターでは政府の喫煙率低減目標（2022年までに成人喫煙率20%から12%に減少させる）を達成するために、禁煙外来や健診の事後指導などの既存の禁煙支援方法を補完する電話による禁煙相談サービス（禁煙クイットライン[®]）を創設いたしました。これを事業として行い、わが国において展開する一翼を担っていただける事業者（以下、禁煙クイットライン事業者）を募集します。

禁煙クイットライン事業者は、国立がん研究センターの監修の下、それぞれの事業の特性や経営戦略に即した禁煙クイットライン事業を展開して頂き、禁煙希望者からのアクセスに応じて禁煙支援サービスを提供するものといたします。

2. 募集要件

事業の一部として禁煙クイットラインを行い、潜在的な「禁煙希望者」からの利用促進に繋げる事業計画をお持ちの事業者を募集します。応募に必要な条件は、次のとおりです。

（必要な条件）

- ① 禁煙クイットライン実施に必要な財政基盤、設備、人員を有していること
- ② 禁煙クイットライン事業の対象者を想定し、合理的な事業計画を策定していること
- ③ 国立がん研究センターの監修（有償）を受けること
（監修業務契約書案への同意が必要です）
- ④ 国立がん研究センターの登録商標「禁煙クイットライン」およびロゴを使用すること
（禁煙クイットライン商標の使用条件への同意が必要です）

3. 想定する事業者

国立がん研究センターでは、次のような事業者を想定しています。しかしながら、下に挙げた想定はあくまでも例示であり、これらに限るものではありません。

わが国におけるクイットライン事業モデルについては定まったものはありません（参考）。したがって、新しいアイデアに基づいた新しい事業モデルの提案や相談も受け付けます。応募を検討される方は、下記お問い合わせ先へご連絡下さい。

- ・ 禁煙外来や禁煙相談などを行っている地域の中核的な医療機関
- ・ 健康診断や保健指導を行っている実施機関
- ・ 保健医療関連の相談、苦情、問い合わせに係るコールセンター事業者
- ・ 従業員からの健康相談を受け付ける保健管理センター
- ・ 契約者からの健康相談を受け付ける保険会社 など

（参考）我が国のクイットライン（禁煙電話相談）事業のあり方について（中間報告）

http://www.ncc.go.jp/jp/cis/divisions/tobacco_policy/files/panel_140704.pdf

4. 申請および審査

応募は、平成 27 年 4 月 22 日以降、随時受け付けます。下記の書類一式を持参または郵送にてご提出下さい。なお、メールやファックスでの申請はお受けできません。

(提出書類)

- ・ 商標使用許諾申請書 【様式第 1 号】
- ・ 使用許諾申請書 別紙
- ・ 会社概要、会社経歴書など会社・機関の概要がわかる資料
- ・ 直近 3 年分の決算報告書
- ・ その他、実績リストや事業計画書など（必要に応じて）

ご提出頂いた申請書類一式に基づいて、上の「必要な条件」を満たしているか審査を行います。審査の結果、条件を満たすと判断された事業者へは、商標使用許諾通知書（様式第 2 号）をお渡しします。条件を満たさないと判断された事業者へは、ご提出頂いた書類一式をお返し致します。

5. 問い合わせ先（申請様式の請求を含む）

本件に関するご質問、申請に関するお問い合わせは、下記担当までお願いします。

国立がん研究センター がん対策情報センター たばこ政策研究部

担当：望月、平野

電話：(03) 3547-5201 内線 1646/1647

メール：TobaccoInfo@ml.res.ncc.go.jp



「禁煙クイットライン」および



は、国立がん研究センターの登録商標です。